

香川労働局発表

令和3年11月29日

担	香川労働局雇用環境・均等室
当	室長 佐藤 真理子 室長補佐 横井 陽子 【電話】087-811-8924

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

～特別相談窓口の開設や説明会を実施～

厚生労働省では、年末の繁忙期は特にハラスメントが発生しやすいと考えられることから、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

この月間中、香川労働局(局長:松瀬 貴裕)では、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる機運を盛り上げるため、以下の取組を実施します。

① 「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設（資料1参照）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・いやがらせ等に関する相談を受け付けます。

○開設期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

○受付時間：9:30～16:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

○場 所：香川労働局雇用環境・均等室

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

電話 087-811-8924

② 「改正育児・介護休業法、職場のハラスメント防止対策説明会」の開催（資料2参照）

令和4年4月から職場のパワーハラスメント防止措置が、中小企業にも義務化されます。事業主の皆さまに改正法に沿った取組を進めていただくため、説明会を開催します。

○開催日時：令和3年12月23日（木）13:30～15:00

令和3年12月24日（金）10:00～11:30、13:30～15:00

○場 所：高松サンポート合同庁舎 南館101大会議室

○内 容：職場のハラスメント防止対策について 他

○定 員：各回80名（要申込、先着順）

○申 込 先：香川労働局雇用環境・均等室

<添付資料>

資料1 リーフレット「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」

資料2 リーフレット「改正育児・介護休業法、職場のハラスメント防止対策説明会」

資料3 リーフレット「『パワーハラスメント防止措置』が中小企業の事業主にも義務化されます！」